

飯山市除草機械貸与実施要領

(目的)

第1条 この要領は、飯山市が実施する「協働のいじしゅうぜん事業」における市道等沿道の除草作業について、市民が居住環境を整備し、居住地の保全、市道等の安全確保を図るため、飯山市長（以下「市長」という。）が所有する除草機械（以下「機械」という。）を申請者へ貸与する事に伴い、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道等 飯山市道路河川課が所管する認定道路及び河川に関わる土地とする。
- (2) 除草機械 飯山市が所管するラジコン式草刈機並びに自走斜面草刈機及び積載用ブリッジをいう。
- (3) 申請者 機械を貸与することとなる代表者及び使用者をいう。
- (4) 区長が属する組織 区長会及び区長会協議会をいう。
- (5) 市職員等 飯山市道路河川課職員（会計年度任用職員を含む。）をいう。

(対象作業及び貸与料金)

第3条 貸与の対象とする作業は、飯山市の市道等の草刈りとする。

2 貸与する料金は、無料とする。

(貸与対象者)

第4条 申請者は、飯山市内の区長及び区長が属する組織のほかに、市民で組織する管理組合等とする。

(貸与期間)

第5条 貸与期間は1日とし、作業を実施する日のうちに返却するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、貸与期間が複数日になる場合は、別に市長と協議するものとする。

3 作業を実施する日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直前の平日に貸与をし、休日明けの平日に返却するものとする。

(貸与の申請)

第6条 申請者は、機械の貸与を希望するときは、事前に市長へ機械の貸与状況について確認し、仮予約を行うものとする。

2 申請者は、前項の仮予約の後、協働のいじしゅうぜん事業の申請書類に併せて飯山市除草機械借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 貸与期間が複数日の場合は、貸与期間中の保管場所を借用申請書に明記するものとする。

(貸与の承認)

第7条 市長は、前条の規定による借用の申請があったときは、その内容を審査し適当と認められたときは、申請者に対し貸与の承認を口頭により連絡する。

(貸与及び返却)

第8条 機械の貸与及び返却の場所は、飯山市克雪センター前とする。

2 機械を貸与するときは、申請者及び市職員等の立会いのもとで行い、申請者は機

械の作動状態を確認したうえで借用するものとする。

- 3 市長は、貸与した機械の不調について相談があった場合は、状況確認を行い対応するものとする。
- 4 機械を返却するときは、申請者及び市職員等の立会いのもとで行い、市職員等は機械の作動状態について確認及び点検を行うものとする。
- 5 申請者は、機械による作業実施の後、協働のいじしゅうぜん事業の実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、機械の貸与に際して必要な条件を付することができるものとする。
(使用の禁止事項)

第9条 申請者は借用した機械について、次に掲げる使用をしてはならない。

- (1) 承認を受けた使用目的及び使用場所以外で使用する事。
 - (2) 借用した機械の権利を譲渡し又は転貸すること。
 - (3) 営利目的で使用する事。
- (貸与承認の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請者がこの要領の規定に違反したとき。
- (2) 機械の管理上、支障があるとき。
- (3) 公益上の必要が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による貸与の承認の取消しによって申請者に損害が生じた場合であっても、その責めを負わない。

(申請者の責務)

第11条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機械の借用を終了したとき又は第10条の規定により貸与の承認を取り消されたときは、機械を十分に清掃した後、速やかに返却すること。
- (2) 機械の借用中に事故が発生したときは、直ちに市長に報告すること。
- (3) 貸与に伴い必要となる機械の運搬については、申請者が計画し、負担をすること。

(損害賠償)

第12条 申請者は、故意又は過失により機械を損傷し、滅失し、又は損壊したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、機械の貸与によって申請者に生じた損害について、その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。